

議案第15号

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年  
かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「都市建設部」を「上下水道部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（かすみがうら市水道事業給水条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市水道事業給水条例（平成17年かすみがうら市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「管理し、異状」を「管理しなければならない。この場  
合において、異状」に改める。

(かすみがうら市下水道条例の一部改正)

- 3 かすみがうら市下水道条例（平成17年かすみがうら市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「管理者」を「管理責任者」に改める。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の相当規定によりなされたものとみなす。